

京都市障害者福祉システム標準化に向けてのBPR支援 業務委託に関する公募型プロポーザル参加者募集要項

1 業務内容の概要

- (1) 名称 京都市障害者福祉システム標準化に向けてのBPR支援業務委託
- (2) 内容 別紙「京都市障害者福祉システム標準化に向けてのBPR支援の業務委託仕様書」による。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

2 委託金額の上限等

- (1) 委託金額の上限
29,900千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (2) 契約の形態
委託契約とする。成果物の納品に基づき委託金額の支払いを行うものとする。
- (3) 再委託の禁止
包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

3 参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。ただし、(2)に該当する者が事業受託者に決定した場合は、契約締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出するものとする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、参加申請時において競争入札参加停止期間中でない者
- (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格及び本業務と同様の業務を受託した実績を有する者
 - ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
 - イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること
 - ウ 法人税、所得税又は消費税の未納がないこと
 - エ 本市の市民税又は固定資産税の未納がないこと
 - オ 本市の水道料金又は下水道使用料の未納がないこと
 - カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

4 参加申請

- (1) 受付期間

令和4年10月13日（木）午後5時まで（必着）

(2) 受付場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市役所分庁舎 4階 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

(3) 申請方法

（別紙1）参加申請書により、持参又は郵送で行うこと。
申請書は京都市ホームページ上からもダウンロード可能。

(4) 必要書類

ア 参加申請者共通

- (ア) 参加申請書（別紙1）
- (イ) 会社概要
- (ウ) プライバシーマークなど情報セキュリティに係る資格を有していることが分かる書類や、個人情報保護に関する取組状況が分かる書類等
- (エ) 令和2・3年度において、官公庁からの受託実績がある場合については、令和2・3年度における業務実績一覧（別紙2）

イ 「3 参加資格」の（2）に該当する者

- (ア) 納税証明書（国税等及び京都市税）

※申請日前3箇月以内発行のもの

5 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

(1) 質問者の資格

質問の提出は参加申請者に限るものとする。

(2) 受付期間

令和4年10月12日（水）～10月14日（金）午後5時まで（必着）

(3) 質問方法

質問は、「10 問い合わせ先」に記載するメールアドレスに、「プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けないものとする。

(4) 回答

令和4年10月18日（火）までに、質問者に対し、電子メールで回答を送付する。
なお、受付終了後、参加申請者全員に回答内容を共有するものとする。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和4年10月25日（火）午後5時まで（必着）

(2) 受付場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所分庁舎 4 階 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

(3) 提出資料 企画提案書（8 部）と見積書（1 部）

(4) 提出方法 持参又は郵送で行うこと。

(5) 作成について

（別紙 3）「京都市障害者福祉システム標準化に向けての B P R 支援の業務委託に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」を参照して作成すること。

7 選定方法

(1) 選定方法

選定は「京都市障害者福祉システム標準化に向けての B P R 支援の業務受託候補者選定委員会」が行うものとする。

選定の対象は、企画提案書等の提出者（以下「提案者」という。）とし、選定に当たっては、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、提案者の業務実施能力を審査して最も優れた提案があった者を受託候補者に決定する。

なお、応募多数の場合は、追加してプレゼンテーション実施日を設けるものとする。それでもなお、応募多数によりプレゼンテーションの実施が困難な場合は、企画提案書等の提出書類のみを用いてプレゼンテーション対象となる提案者の選考を行うものとする。書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、書面により通知する。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 日時

令和 4 年 1 0 月 2 7 日（木）～ 3 1 日（月）のいずれかの日を予定

（時間等詳細についてはプレゼンテーション対象となる提案者に別途通知する。）

イ 場所及び方法

- ・ 障害保健福祉推進室内

（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所分庁舎 4 階）

- ・ 説明 3 0 分以内、質疑応答 1 0 分程度
- ・ 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書等のみとする。

(3) 評価項目

- ・ 事業者の事業年数、自治体行政事務における B P R 等のコンサルティング業務の受注実績、京都市区域内における本店又は主たる事務所の有無
- ・ 標準仕様書と現行業務運用の比較方法（精度、実効性など）
- ・ 事業の実施体制
- ・ 業務に従事する職員の経験年数（業務委託仕様書（P 3）「4 受託者要件（1）業務要件」に記載業務）等

- ・個人情報保護に関する取組内容
 - ・見積価格
- (4) 選定結果の通知及び公表
- 選定結果については、選定後、書面で通知する。また、本市ホームページにて、選定結果とプロポーザル参加者及び評価点を公表する。

8 委託契約

- (1) 選定された受託候補者と仕様等、契約条件の詳細を協議のうえ、契約を締結する。
- (2) 選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とする。

9 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は、一切受け付けないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (5) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

10 問い合わせ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市役所分庁舎 4 階 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

担当者：福島、内藤

電 話：075-222-4161

F A X：075-251-2940

メール：syogai@city.kyoto.lg.jp